

郡山市立朝日が丘小学校いじめ防止基本方針

平成26年6月策定（平成28年6月改訂）

はじめに

いじめは、人として決して許されない行為です。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るといふこと、さらに、いじめは、重大な人権侵害であるとの基本認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持つことが重要です。

平成25年6月28日に『いじめ防止対策推進法』（以下、「推進法」という。）が成立し、同年9月28日に施行されました。学校においては、推進法の規定についての理解を深めるとともに、学校、教職員の責務として、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめに適切かつ迅速に対処することが今まで以上に強く求められています。また、推進法の趣旨を児童や保護者に向けて情報発信することも必要です。

さらに、学校、郡山市教育委員会はもとより、家庭・地域・関係機関等の社会全体が一体となって、継続して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

こうした状況の中、平成26年4月『郡山市いじめ防止基本方針』（以下、「市の基本方針」という。）が策定され、それを受け、推進法第13条の規定に基づき、『朝日が丘小学校いじめ防止基本方針』を策定するものです。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織（別表1）

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応に当たる。

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

(2) 教職員の指導の在り方

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- 児童への薫陶の時間と場の設定
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「分かる授業」の実践
- 教員による自身の指導の振り返り
- 学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- 児童理解による教育活動の精選、めあての確立
- 社会体験や体験活動の推進と充実
- 相互の授業公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創造
- 異学年、異世代との交流の推進

(3) 児童に培う力とその育成に向けた取り組み

- 自尊感情と自己有用感
- 規律を守った学校生活
- 美しいものを美しいと言える素直な心
- みずみずしい感性
- 他者との違いを正しく認識できる素直な心
- 他者のよいところを理解し、認め合える力
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- 未知なるものに進んでチャレンジする力
- 失敗しても何度も粘り強く取り組む力

- 試行錯誤を繰り返すことができる力
- 他者とのコミュニケーションを図る力
- 規範の意識、正しいことがわかる善悪の判断力
- ストレスに適切に対処できる力
- (4) 児童の主体的な取り組み
 - 児童会を中心とした取り組みを進める・・・縦割り活動など
 - 高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加させる。
- (5) 家庭や地域との連携
 - ホームページ等で本校のいじめ防止基本方針の周知を行う。
 - 適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
 - 交通安全母の会や健全育成地区協議会、社会福祉協議会をはじめとする外部組織、関係機関との連絡と報告を励行する。

4 いじめの早期発見の取り組み

- (1) いじめの早期発見といじめ防止に係る基本認識
 - 本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の共有
 - いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- (2) アンケート調査の実施
 - 学期1回(6月・10月・2月)児童に対するアンケート調査の実施とその対応
 - 教職員のいじめ評価と改善・・・学期1回(7月・12月・3月)
- (3) 普段の子どもたちの見とりと情報交換
 - 日々の授業の充実
 - 自己有用感と自尊感情の醸成
 - 授業中の様子や日記や連絡帳の活用した子どもたちの思いや願いの把握
 - 1日の始まりと終わりの会の充実
 - 全児童を対象とした定期的な教育相談の実施
- (4) 教育相談や連絡帳等を活用した保護者との信頼関係の構築
 - 定期教育相談の実施
 - 連絡帳を活用した双方向の日々の対応
- (5) いじめ防止に関する研修の実施
 - いじめの防止に関する教職員の資質向上を図るいじめの防止に関する研修の年間計画への位置付けと実施

5 いじめの早期対応

【独自の判断は禁物！ 素早く対応】

- ×「様子を見よう」「悪ふざけだろ」「単なるけんかだろう」…の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告し、「いじめ発見報告書」を作成する。

<報告書の内容>

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況等

- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。必要に応じてその結果を郡山市教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

<事実確認の実施>

○被害児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

○加害児童への聞き取り

- いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- 「いじめは絶対に許されない行為」としてけんか両成敗的な指導はしない。

○周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

○被害児保護者、加害児保護者に対して

- 保護者とは直に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
- 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

6 配慮事項

- (1) いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整えて一致協力しながら対応する。その場合、「心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察OB」等の外部専門家が参加することもより実効的になることが期待される。

※ 上記の外部専門家については、現時点で対応できる範囲での配置とする。

- (2) 教職員は、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を年間計画に一度位置付ける。
- (3) 校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。
- (4) 学校評価におけるいじめ関係の調査については、児童の実態・地域の状況を十分に配慮し目的に応じた内容や活用方法を提示しながら調査できるように関係職員との協議を勧めながら設定する。

※ 調査内容については、十分な検討時間の確保が必要である。(調整をして実施する)

- (5) 地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める必要がある。

<具体例> ・家庭訪問や学校だよりでの啓発
・PTAや地域諸団体との連携(青少協との連携)
・学校評議員会での協議等

7 重大事態への対応(別表2)

(1) 重大事の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、郡山市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 郡山市教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査に当たる場合は、学校の下に調査機関を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を郡山市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
※ 郡山市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

8 教職員研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に計画的に位置づける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。

□ P T Aとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育のあり方等に関する研修機会の場を設定する。

□ 児童一人ひとりが認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取り組み

□ 児童の発達課題や成長、家庭教育のあり方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。

□ 児童一人ひとりが認め合い、高め合えるような授業実践に関わる講師を招聘して研修会を実施する。

□ いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を行い、教職員の共通理解を図る。

□ 教員研修担当の教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

9 いじめ防止年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導全体会（月1回）の開催「職員会議」 ・校内生活指導の確認と徹底	
5	・校外生活指導の確認と徹底	
6	○校内生徒指導部会の開催（月1回） ・当該諸問題における担当者会議	
6	○生徒指導事例研究会（6月） ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認	① 6月8日（月）：1回目 「友だちアンケート調査」の実施 ・S Cとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議 ・ケース会議の開催 「いじめチェックリスト：教師用」（7用） ・児童及び学級集団の把握と対策
7	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	
10	○教育相談の実施	
11	・全児童を対象に各検査及び資料をもとにしながら全保護者との2者面談を実施する。	② 10月3日（月）：2回目 「友だちアンケート調査」の実施 ・S Cとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議 ・ケース会議の開催
12	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	
2	○校外子ども会（校外生活指導の徹底）	③ 2月1日（水）：3回目 「心・生活アンケート調査」の実施 ・S Cとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議 ・ケース会議の開催
3	・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議	

10 学校評価と基本方針の改善

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心のあり様を中心にアンケート調査を行うようにする。
- 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置づけ、広く、こまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) P D C A サイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。

11 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- 本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- 取り出し指導や研修参加時等の補欠指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 担任力の向上

- 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- めあてとつきたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

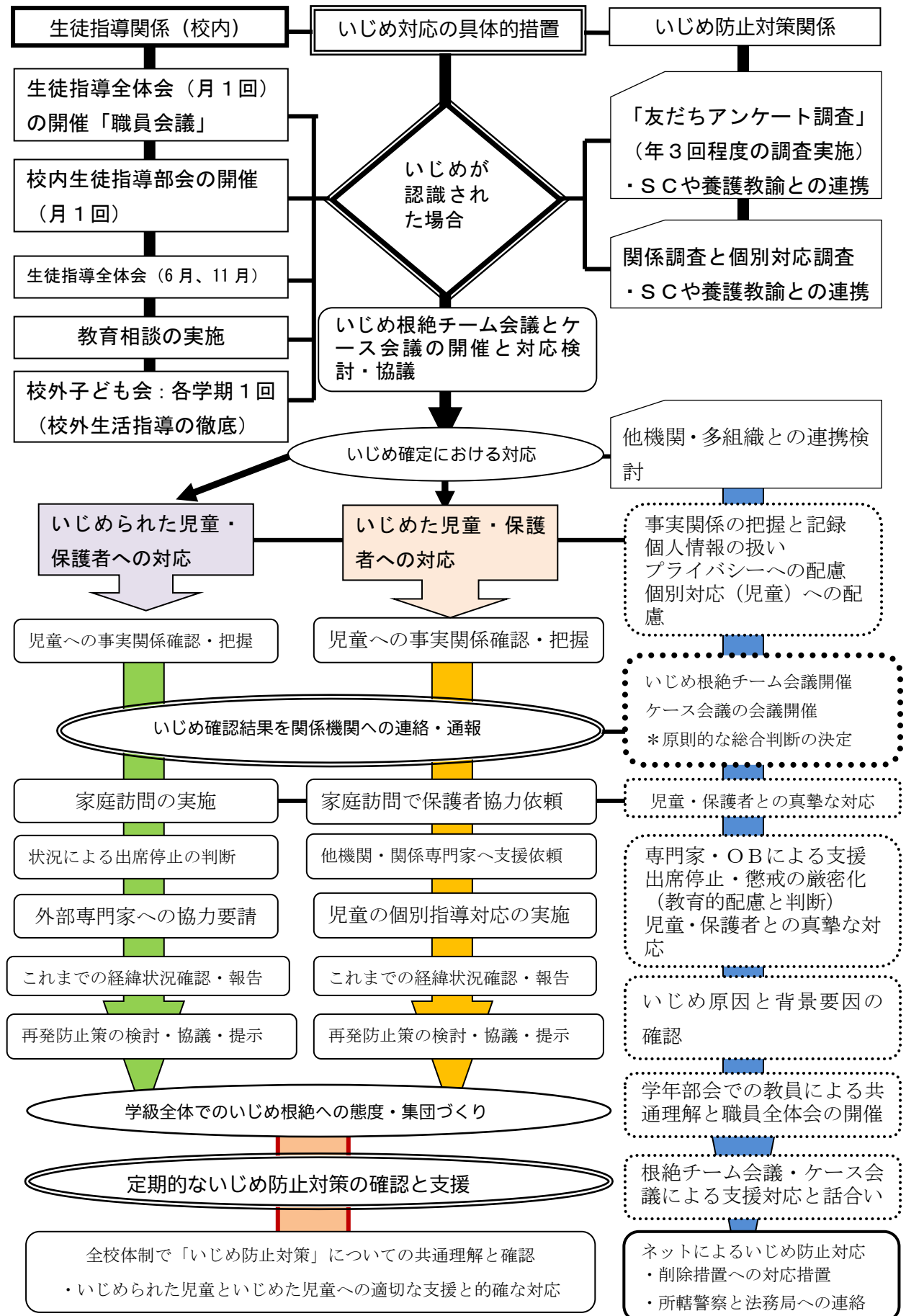
(3) スポーツ少年団等との連携

- スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、各スポーツ少年団の関係保護者を通して連携や共通理解を図る。
- 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

(4) 町内会や育成会等との連携

- 子ども育成会主催の球技大会等の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるように支援する。
- 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

【 いじめ防止対策における概略図 】



学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり和向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力